

【政策推進課が庁議に付した資料（10/2第3回地域審議会で説明した資料）】

地域活性化推進事業企画書

1 事業の趣旨

「定住の里づくりアクションプラン」で示した施策の方向性の実現に向け、各地域審議会で提案する事業を、第1次村上市総合計画後期実施計画期間内に実施する。

2 事業の概要

- (1) 1地区50万円以内（予定）のソフト事業とする。
- (2) 事業期間は平成26年度から28年度の3か年で自由に活用できるものとし、単年度及び複数年度での実施、実施単位（地区、組織ごと）、事業数は問わないものとする。
- (3) 事業主体は市とし、（仮）地域活性化推進事業として予算計上し、自治振興課及び各支所地域振興課が担当する。
- (4) まちづくり交付金の別枠とするが、各まちづくり協議会の事業計画と重複しない事業とする。

3 事業化までのフロー

平成24年度	各地区地域審議会で意見整理 （第1次村上市総合計画後期実施計画に登載）
平成25年度	具体的な事業計画を立案し、地域審議会へ提案・審議
	平成26年度当初予算要求（11月）
平成26～28年度	事業実施

4 その他

- (1) 他予算との合体施行の可否、支出科目の制限（営利目的など）等の詳細については別途定めるものとする。

村上市では、この定住の里づくりアクションプランに登載している「戦略プロジェクト別の特に推進すべき施策の方向性」及び「地域活性化に向け特に各地域で取り組む施策の方向性」の中で、一定の要件（左記「地域活性化推進事業企画書」の事業概要）のもと、その実現のために地域特性を活かし各地区が独自に取り組む事業を「地域活性化推進事業」として実施することとし、その具体的な事業提案を各地域審議会から行っていただくことになりました。

山北地区においては、地域審議会委員の皆さんから事業についての提案をいただくほか、以下の趣旨により山北支所職員から山北地区地域活性化推進事業の企画立案をしていただく方式を提案するものです。

《職員による企画立案方式で行うことの趣旨》

- ① 山北地区活性化の検討に山北支所全体で取り組むという姿勢を示す
- ② 業務として携わる機会が少なくなった事業の企画立案を実践する機会とする
- ③ 新規事業の事業化が厳しい中、新規事業の事業化への可能性を広げる
- ④ 「定住の里づくりアクションプラン」を再確認し、理解を深める

※今回の事業の企画立案を好機と捉え、山北地区の活性化だけでなく、山北支所組織の活性化、職員の意欲の向上と融和につなげることができればと考えています。

2 企画立案の方法

- ① 「地域活性化推進事業企画書」に基づき山北地区が独自に取り組むべき施策を山北支所職員から公募により組織する（仮）地域活性化事業企画プロジェクトにより検討を行う。
- ② 企画した事業を地域審議会で提案（プレゼンテーション等）していただき、山北地区として提案する事業の選考を行う。

※事業の事業費により提案する事業が複数になる場合もあります。

- ③ 選考した事業について、詳細の内容等を地域審議会で検討する。

3 企画立案のスケジュール

- ① H24年度第4回地域審議会（12/20）
 - ・ 地域活性化推進事業の企画立案の方法及びスケジュールの検討
- ② H25年度第1回地域審議会（5月）
 - ・ 地域活性化推進事業の提案に対する検討
- ③ H25年度第2回地域審議会（7月）
 - ・ 地域活性化推進事業の具体的内容の検討
- ④ H25年度第3回地域審議会（9月）
 - ・ 地域活性化推進事業の決定

山北地区の実施計画（案）

山北地区地域活性化推進事業の企画立案への提案書

1 企画立案の趣旨

平成23年度、各地域審議会では市長から諮問のあった「定住の里づくりアクションプラン（素案）」について検討を行い、検討結果を答申書として提出しました。